

公課証明、評価証明請求の特殊事例における添付資料

種類	公課証明書		評価証明書			
ケース	所有者の承諾印なしで請求できる場合		所有者の承諾印なしで請求できる場合		新所有者としての請求	
事例	不動産競売申立て		裁判等請求		所有権に基づく請求 (移転登記は今から)	
詳細	強制競売の申立人が申請	担保不動産収益執行手続(抵当権の 実行)(任意競売)の申立人が申請	弁護士・司法書士が所定の用紙 「固定資産評価証明の交付請求 書」で申請	裁判等を行う本人が申請	競売で競落した買受人が申請	公売で競落した買受人が申請
根拠法規	民事執行法第18条 民事執行規則第23条	民事執行法第18条	地方税法第382条の3 地方税法施行令第52条の15 四 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)別 表第一の一の項から七の項まで、一〇の項、一一の二の項口、一三 の項及び一四の項の上欄に掲げる申立てをしようとする者 (※家事事件手続法関連の一五などは含まれていない)		地方税法第382条の3 地方税法施行令第52条の15 三 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	地方税法施行令第52条の15 三 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者 国税徴収法第118条
添付資料	不動産競売申立書 …◎ 執行力のある正本 …◎ 登記事項証明書 …◎ (担保権(「抵当権」や「根抵当権」) 確認のため1か月以内に取得したもの。) ※裁判所提出用の登記事項証明が 1か月以内であることを勘案	不動産競売申立書 …◎ 登記事項証明書 …◎ (担保権(「抵当権」や「根抵当権」) 確認のため1か月以内に取得したもの。) ※裁判所提出用の登記事項証明が 1か月以内であることを勘案	派遣書等…●	訴状等…◎ (例)訴状等に次のものも含まれる 不動産仮差押命令申立書、民事 調停申立書、借地非訟事件申立 書等	代金納付期限通知書 …◎ 保管金受入手続添付書…△ (領収証のこ、物件の代金納付が確 認できるのもの)	売却決定通知書 …◎
備考	上記申立書には次の書類等がある ○当事者目録 ○請求債権目録 ○物件目録 ○担保権・被担保債権・請求債権目録 執行力のある正本:執行文付判決、執行文付公正証書、仮執行宣言付支 払督促等や仮差押の本執行移行を目的とした強制競売の場合は、その旨 記載した上申書及び仮差押決定正本の写し等(裁判所提出書類と同じもの) ※原本が添付資料として提出された場合は必要事項をコピーして添付す る。(全てコピー) ※複数の物件の場合、共同担保目録付の登記事項証明書(1物件のみ) の提出であっても、「共同担保目録の担保の目的である権利の表示」にて 他の物件の確認ができれば、受付可とする。(納税管理課税制係確認済) 申請時に申出がなければ共同担保目録付の登記事項証明書は交付しない (法務局登記部門確認済)		この請求書を使用する場合、次の 内容を確認する ○訴訟依頼人の氏名(原告・被 告)を記入し、係争事件名も記入 して訴訟代理人であることを確認 する ○弁護士・司法書士の職印 ○事務員等が申請する場合は使 者であることを証する書面	上記申立書には次の書類等がある ○当事者目録 ○請求債権目録 ○物件目録	※売却許可決定通知書の段階では受 付不可。	売却決定通知書は、買受代金を 納付後に交付(国税徴収法第118 条)のため領収書等は存在しな い。
			※「調停の申立て」で家事調停 (離婚や相続など家庭内の紛争) は、証明できる法的根拠に含まれ ていないので注意。 ※申立人(原告・被告)の評価証 明を交付するが、仮換地や保留 地などの情報は証明できる法的 根拠に含まれていないので注意。	※原本が添付書類として提出された 場合は必要事項をコピーして添付す る。(申立書と物件目録は必須。) 固定資産評価証明の交付申請書(弁 護士・司法書士)は訴訟当事者自身 も使用できるので可能なら、この用紙 での受付が望ましい。取扱いは一般 請求書と同じ。	※代金納付期限通知書のみでは受付 不可となる。必ず、代金納付期限通知 書と保管金受入手続添付書がセットで 受付可となる。(民事執行法第79条の 規定に基づき、代金全てを支払ったこと で所有権が変更になる。) ※原本が添付資料として提出された場 合は必要事項をコピーして添付する。	

●:原本添付で返却しない ◎:コピー添付 △:確認後に返却